

# 傷病者の搬送及び受入れの 実施に関する基準

平成22年12月

徳 島 県

# 目 次

	( page )
はじめに .....	1
実施基準 .....	3
1 医療機関の分類基準（消防法第35条の5第2項第1号） 傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保する ために医療機関を分類する基準 .....	4
2 医療機関のリスト（消防法第35条の5第2項第2号） 分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに当該区分に該当する医療 機関のリスト .....	1 3
東部圏域 .....	1 4
南部圏域 .....	1 9
西部圏域 .....	2 1
3 観察基準（消防法第35条の5第2項第3号） 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準 .....	2 3
4 選定基準（消防法第35条の5第2項第4号） 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準 .....	2 8
5 伝達基準（消防法第35条の5第2項第5号） 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し、傷病者の状況を 伝達するための基準 .....	2 9
6 受入医療機関確保基準（消防法第35条の5第2項第6号） 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための 基準、その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項 .....	3 0
7 その他の基準（消防法第35条の5第2項第7号） 傷病者の搬送及び受入れの実施に関し、都道府県が必要と認める事項 .....	3 1

## はじめに

### 1 実施基準の策定について

近年、救急搬送において受入医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生し、社会問題化したことから、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することを目的として消防法の改正が行われた。

この改正を受けて、消防法第35条の5に基づき、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)を定めるものである。

### 2 本県における傷病者の搬送及び医療機関の受入れの状況

平成21年中の救急搬送における「医療機関に受け入れの照会を行った回数(重症以上)」については、3回までが「97.6%」を占めており、都市部に見られるような受入医療機関選定困難事案は発生しておらず、本県においては概ね円滑な搬送及び受入れが実施されているものと考えられる。

<「医療機関に受け入れの照会を行った回数ごとの件数(重症)」  
(消防庁：H21年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査)>

照会件数	1回	～3回	～5回	～10回	11回～	計
件数	2,771	384	68	10	0	3,233
割合	85.7%	11.9%	2.1%	0.3%	0.0%	100%

4回以上……「78件」(2.4%) 全国平均：3.2%

しかしながら、県全体の救急搬送件数「26,491件」のうち三次救急医療機関に搬送された件数が「10,196件(38.5%)」を占めている。(全国平均12.2%)

また、救命救急センターに照会したが受け入れに至らなかった件数は、「2,489件(19.6%)」と非常に多くなっている。

<「照会するも受け入れに至らなかった件数(救命救急センター等：全事案)等」  
(消防庁：H21年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査)>

	総搬送 人員	うち救命救 急センター 等搬送人員	センター 等への 搬送割合	救命救急 センター 等施設数	受け入れに 至らな かった件数
徳島県	26,491	10,196	38.5%	4	2,489
全 国	4,684,701	571,965	12.2%	294	138,006

さらに、三次救急医療機関に搬送された傷病者のうち、軽症者が約4割を占め、ウォークインの患者を併せると、特定の医療機関・救命救急センターに患者が集中しており、重症患者への対応に支障をきたすおそれがあるとともに、勤務医の疲弊をもたらしている。

こうした状況を改善し、実施基準に沿った円滑な救急搬送・受入が行われるためには、初期、二次、三次救急医療機関相互の「役割分担」及び「連携」により、患者の状況に応じた適切な救急医療の提供を確保する必要がある。

### 3 策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 本県においては、概ね円滑な傷病者の搬送及び受入れが実施されていることから、現状の医療資源を前提とし、現在行われている救急搬送・救急受入の体制を基本に整理することとし、消防機関と医療機関の連携を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生防止を図る。
- (2) 地域の実情を考慮し、県内を  
東部（東部 及び東部 保健医療圏）  
西部（西部 及び西部 保健医療圏）  
南部（南部 及び南部 保健医療圏）  
の「3圏域」を基本として区分する。
- (3) 特定の医療機関に現状よりも過度の負担が生じないように配慮する。
- (4) 医療機関は実施基準を尊重するよう努めるものとされており、リストに掲載された医療機関は、傷病者を必ず受け入れるという義務を負うものではないとの共通認識の基に整理する。
- (5) 医療機関相互における転院搬送は、実施基準の対象としない。
- (6) 第5次徳島県保健医療計画との調和を図る。

# 實施基準

## 1 医療機関の分類基準(消防法第35条の5第2項第1号)

「傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準」(以下「分類基準」という。)を次のとおり定める。

救急搬送は、

その症状が著しく悪化するおそれがあり、

又は、その生命が危険な状態にある傷病者等を搬送する

ものであることから、「傷病者の生命の危機の回避」や「後遺症の軽減」などを図るため、優先度の高い順に「緊急性」「専門性」及び「特殊性」の3つの観点から、次のとおり分類する。

### 1 緊急性

生命に大きな影響を及ぼすような、緊急性が高いもの。

なお、緊急性としては、「(1)重篤」及び「(2)症状、病態等によって重症度・緊急度「高」となるもの」に区分して定める。

#### (1) 重篤

特に重症度・緊急度が高く、生命への影響が極めて大きいもの。

医療資源を特に投入できる救命救急センター(三次救急医療機関)又は重篤に対応できる二次救急医療機関に搬送する必要がある。

重篤として考えられる傷病者の症状としては、以下のものが考えられる。

重篤感あり

C P A (心肺機能停止)

容態の急速な悪化・変動

— 重篤と判断するバイタルサイン参考値 —

- ・意識：JCS 100以上
  - ・呼吸：10回/分未満又は30回/分以上，呼吸音の左右差，異常呼吸
  - ・脈拍：120回/分以上又は50回/分未満
  - ・血圧：収縮期血圧90 mmHg未満又は収縮期血圧200 mmHg以上
  - ・SpO<sub>2</sub>：90%未満
  - ・その他：ショック症状
- 上記のいずれかが認められる場合

なお、新生児及び乳幼児の場合は、次のバイタルサイン（生理学的評価）により判断する。

新生児・乳幼児共通

- ・意識：JCS100以上
- ・SpO<sub>2</sub>：90%未満
- ・ショック症状

新生児（生後28日未満）

- ・呼吸：30回/分未満又は50回/分以上，呼吸音の左右差，異常呼吸
- ・脈拍：150回/分以上又は100回/分未満
- ・血圧：収縮期血圧70mmHg未満
- ・その他：出生後5分以上のアップガースコア7点以下

乳児（生後28日から1歳未満）

- ・呼吸：20回/分未満又は30回/分以上，呼吸音の左右差，異常呼吸
- ・脈拍：120回/分以上又は80回/分未満
- ・血圧：収縮期血圧80mmHg未満

幼児（1歳から6歳未満）

- ・呼吸：20回/分未満又は30回/分以上，呼吸音の左右差，異常呼吸
- ・脈拍：110回/分以上又は60回/分未満
- ・血圧：収縮期血圧80mmHg未満

上記のいずれかが認められる場合

（救急搬送における重傷度・緊急度判断基準作成委員会報告書（(財)救急振興財団 H16.3作成）から）

（2）症状，病態等によって重症度・緊急度「高」となるもの

症状，病態等によって，重症度・緊急度が高いと判断されるもの。

救命救急センター（三次救急医療機関）又は専門性の高い二次救急医療機関に搬送する必要がある。

なお，該当する症状，病態等については，以下のものを想定した。

これらの症状，病態等において，傷病者のバイタルサイン（生理学的評価）が，「（1）重篤」で示した評価項目のうち，いずれかが認められる場合は，「重症度・緊急度が高い」と判断することし，また，それぞれの症状，病態等に応じた「観察基準」については，22ページの観察基準の項目で判断するものとする（以下の「専門性」及び「特殊性」についても同様とする）。

脳卒中疑い（tPA適応疑い）

脳卒中については，治療が開始されるまでの時間が，予後に大きく影響を及ぼすことが考えられる。特に脳梗塞については，発症後3時間以内に治療を開始するために，発症後2時間以内に専門的な治療を受けられる医療機関へ搬送することが重要である。そのため，「tPA適応疑い」の分類が必要である（tPAとは，急性期の脳梗塞治療に用いられる血栓溶解薬である）。

#### 心筋梗塞疑い（急性冠症候群疑い）

急性心筋梗塞については，治療が開始されるまでの時間が，予後に大きく影響を及ぼすことが考えられる。再灌流を期待できる場合は，できるだけ早く，PCI（経皮的冠動脈形成術：バルーン治療，ステント治療など）を施行できる施設へ搬送することが重要である。

#### 多発外傷・高エネルギー外傷

交通事故や転落などによる多発外傷や高エネルギー外傷（車が高度に損傷，車から放出されている場合など）については，受傷機転等から重症化を予測し，適切な医療機関へ搬送する必要がある。

#### 広範囲及び特殊な熱傷

熱傷の重症度は「Artzの分類」を用いて判定する。広範囲・重症熱傷や気道熱傷については，集中治療管理等を行える医療機関へ搬送する必要がある。

#### 重症中毒

農薬，有機溶剤，硫化水素，毒キノコ，フグ毒など，毒性の強いものを摂取あるいは暴露して，意識障害等の重篤な症状を来している場合は，集中治療管理等を行える医療機関へ搬送する必要がある。

#### 急性腹症、大量の吐下血

腹膜刺激症状や腹部の異常膨隆，大量の吐血あるいは下血等がみられる場合，緊急手術が必要となる可能性があるため，適切な医療機関へ搬送する必要がある。



## 2 専門性

専門性が高いものであり，該当する症状，病態等については，以下のものを想定した。

### 重症度・緊急度が高い妊産婦

妊婦と胎児の両方に対応する必要がある。また，妊産婦特有の傷病を念頭におく必要がある。

ただし，脳卒中の疑い等，緊急性が高い場合には，まずは緊急性の観点から脳卒中等に対応できる医療機関へ搬送する必要がある。

### 重症度・緊急度が高い小児

小児は，症状などを正確に伝えられない場合が多く，病状の把握が困難であること，病状が急変する可能性が高いこと，後遺症を残す可能性のある髄膜炎や脳炎などを念頭におく必要がある。

### 指肢切断（再接着）

外傷等により，手指や四肢を切断した場合，マイクロサージェリー等の治療により再接着が可能と思われる場合，できるだけ早く適切な施設へ搬送する必要がある。

### 眼外傷・眼疾患

眼球の打撲，眼窩底骨折，除去困難な眼球異物，重症の緑内障発作など，緊急に専門的な治療を必要とする場合については，できるだけ早く適切に対応できる施設に搬送する必要がある。

### 3 特殊性

搬送に時間を要している等，特殊な対応が必要なものであり，該当する症状，病態等については，以下のものを想定した。

#### 精神疾患

##### A. 精神疾患が主症状

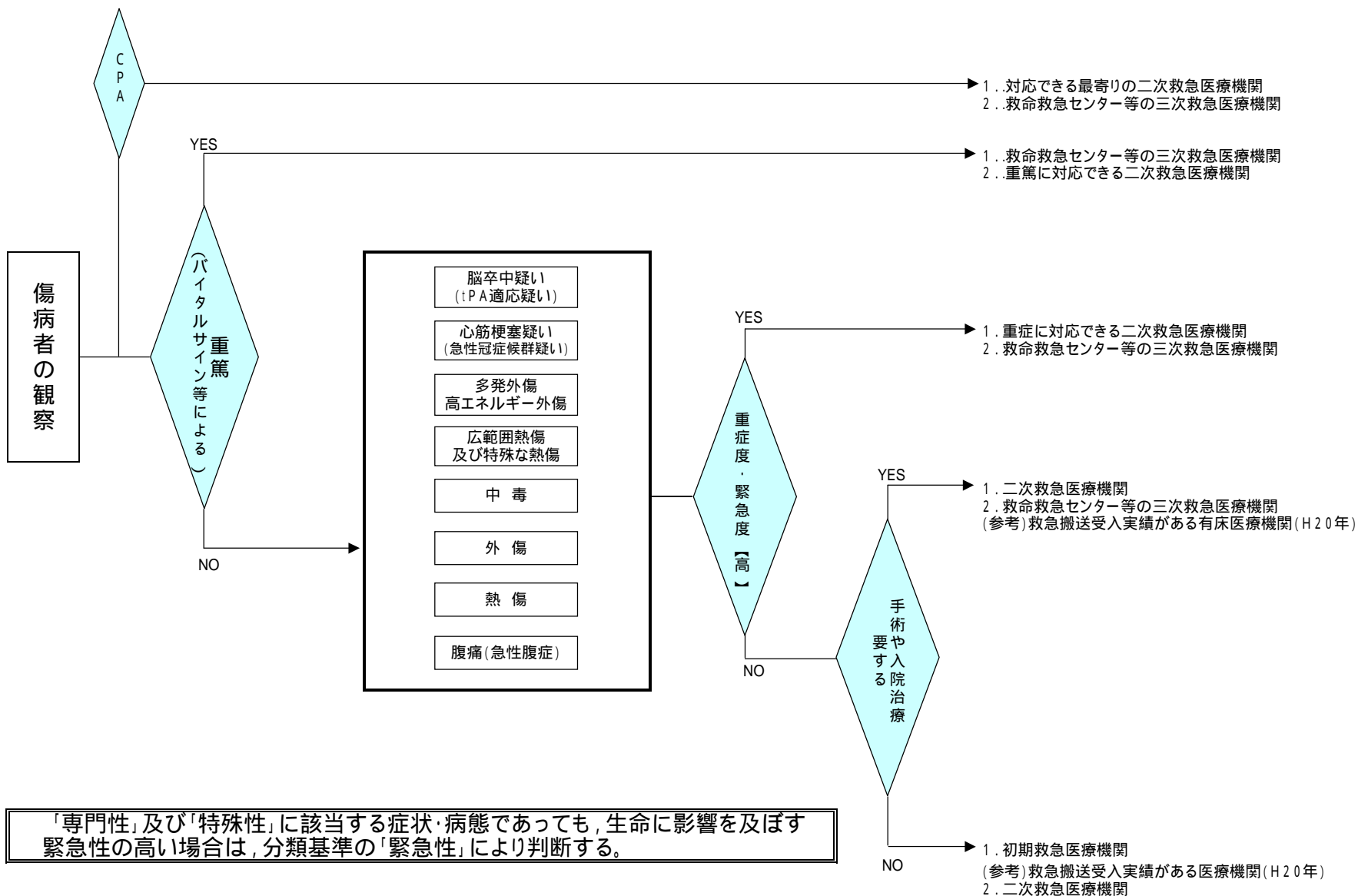
精神疾患の急激な病状の悪化（興奮，幻覚妄想状態）については，専門的な対応が必要と思われ，適切な医療機関へ搬送する必要がある。

##### B. 精神疾患以外が主症状

外傷等，精神疾患以外の症状が主症状の場合，あるいは自殺企図により重篤な状態に陥った場合（リストカットによる出血性ショック，大量の睡眠薬服用による意識障害等）など，緊急性が高い場合には，緊急性の分類基準により判断し，対応できる医療機関へ搬送することが望まれる。

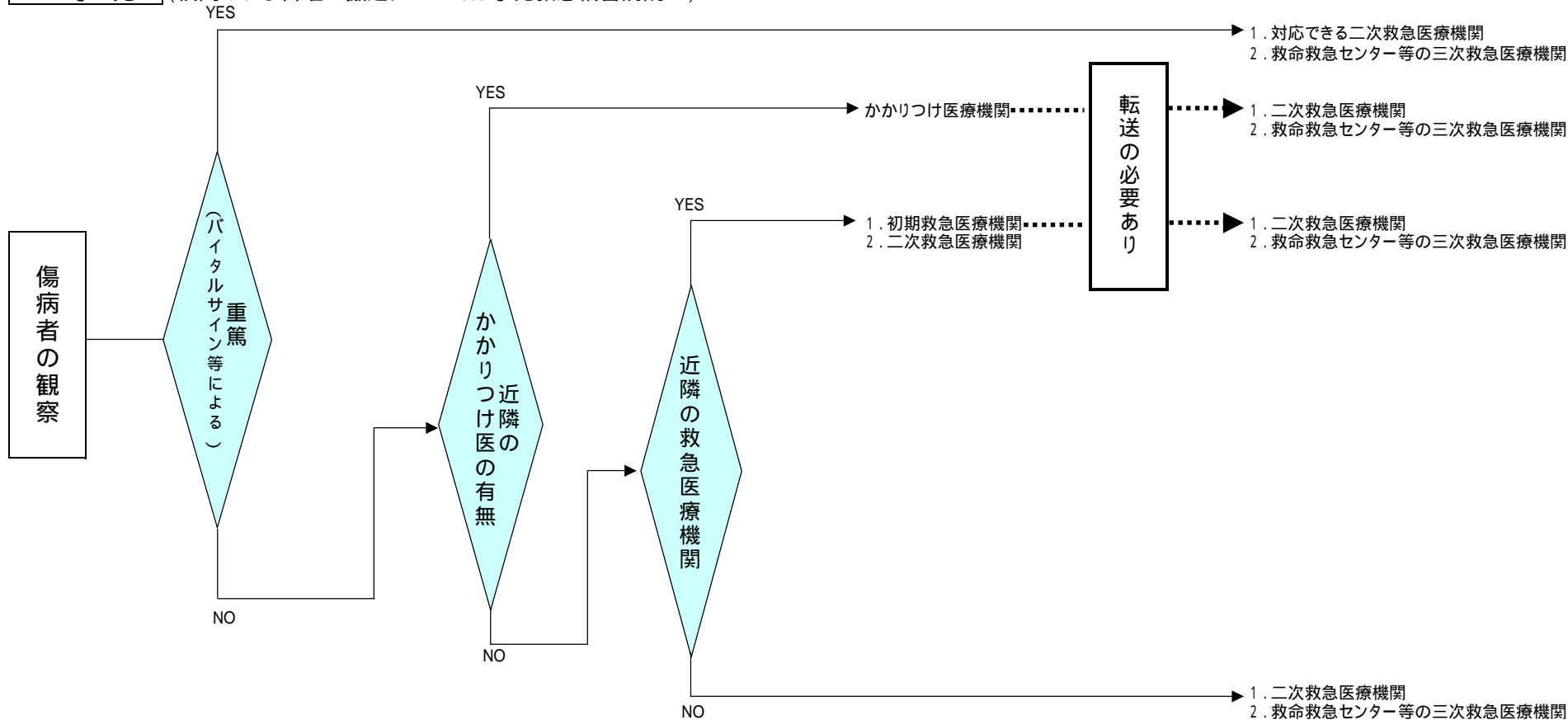
分類基準における「搬送先医療機関」のフロー図は、＜表 - 1 ~ 3＞のとおりとする。

<表-1> **緊急性**  
 分類基準 「生命に影響を及ぼすような緊急性の高いもの」(消防法第35条の5第2項第1号)



<表 - 2> **専門性**  
 分類基準 「専門性が高いもの」(消防法第35条の5第2項第1号)

1 小児 (夜間および日曜の搬送については小児救急輪番病院へ)



2 妊産婦

妊産婦については、別に定める「周産期医療搬送マニュアル」に従い、搬送を行う。

3 指肢切断(再接着), 眼疾患

症状, 病態等に対応できる医療機関へ搬送を行う。

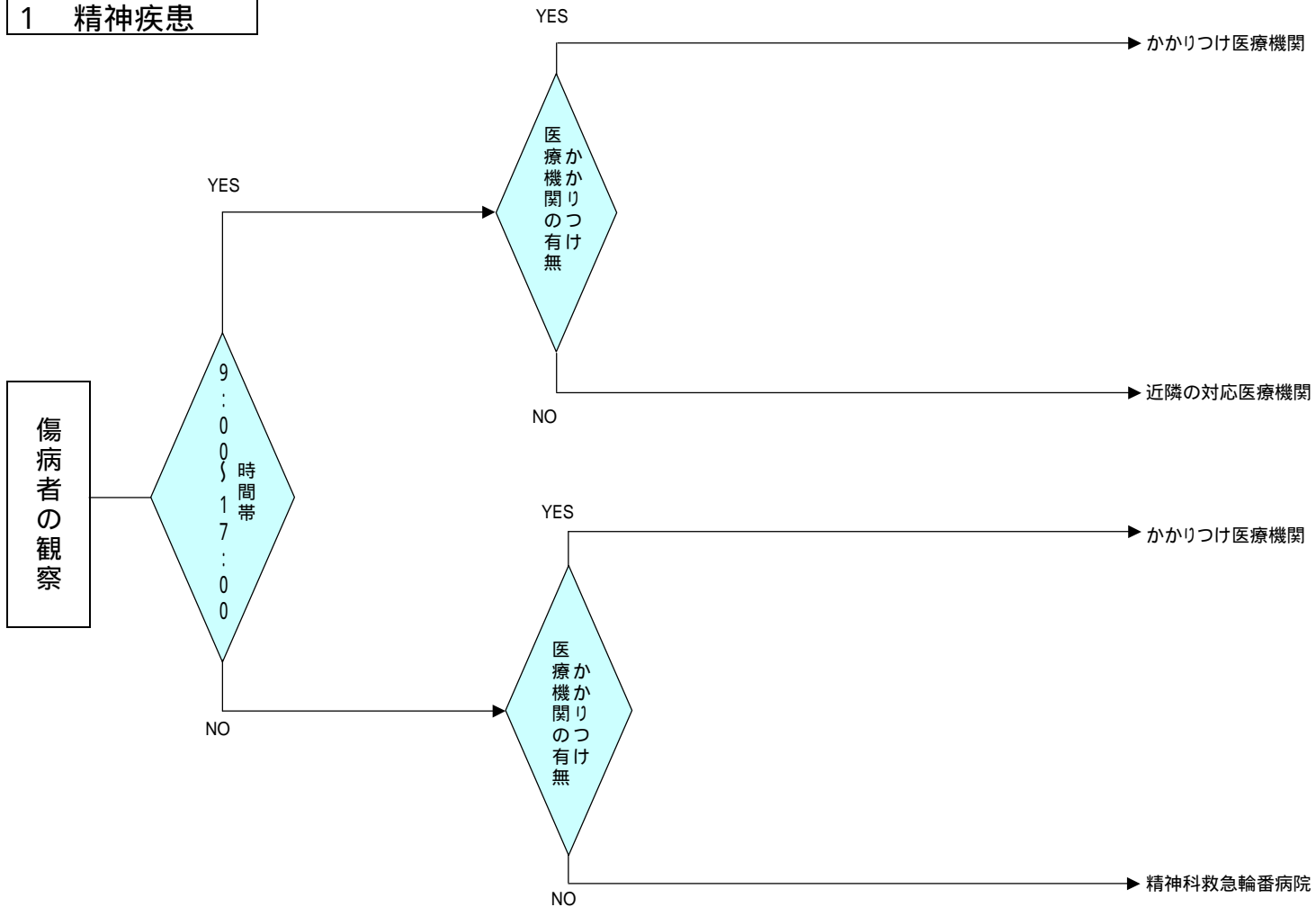
<表-3-1>

**特殊性**

分類基準

「特殊な対応が必要なもの」(消防法第35条の5第2項第1号)

1 精神疾患

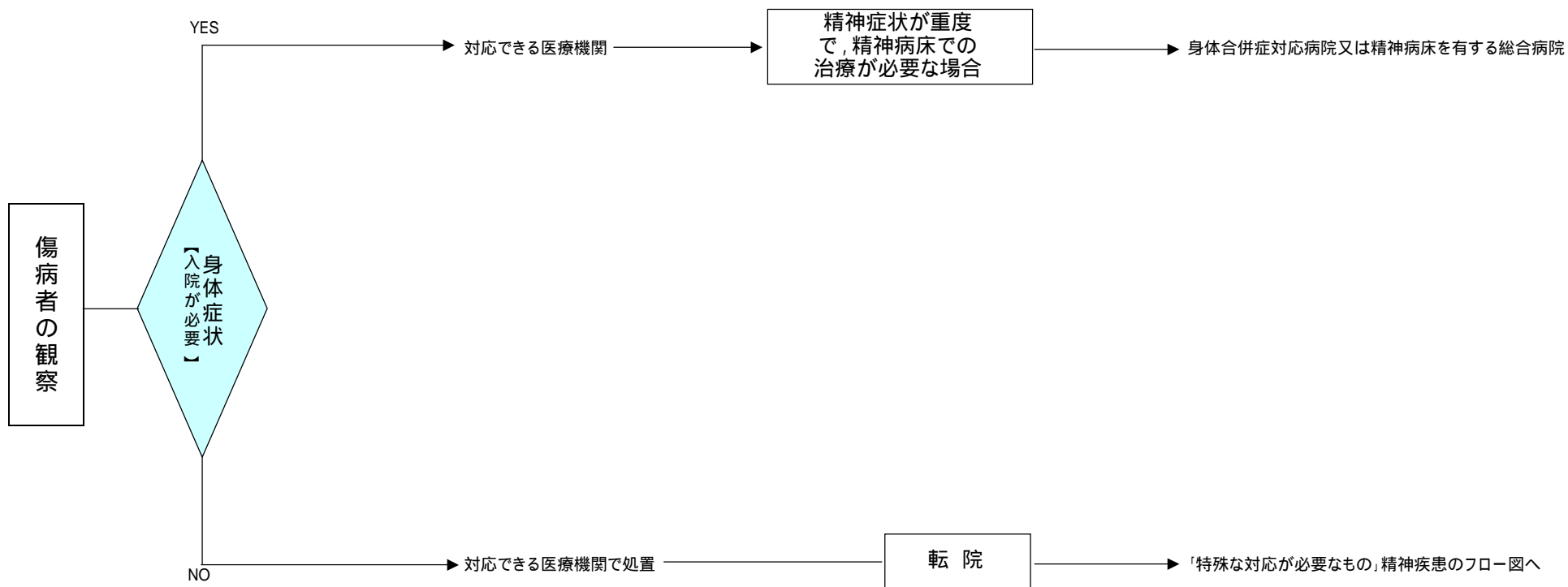


「専門性」及び「特殊性」に該当する症状・病態であっても、生命に影響を及ぼす緊急性の高い場合は、分類基準の「緊急性」により判断する。

<表 - 3 - 2 > **特殊性**  
 分類基準 「特殊な対応が必要なもの」(消防法第35条の5第2項第1号)

(参考)

精神疾患(身体合併症の場合)



(注)1 身体合併症対応病院は、主として、以下のような精神症状が重度の身体合併症である傷病者を受け入れる  
 ・ 身体疾患に対する医療対応を困難にする程度の重い精神症状を有する者  
 ・ 身体疾患の程度が重く、精神科病院での対応が極めて困難であり、生命に危険を生じたり、または重度の後遺症を残す虞のある状態の者

「専門性」及び「特殊性」に該当する症状・病態であっても、生命に影響を及ぼす  
 緊急性の高い場合は、分類基準の「緊急性」により判断する。

## 2 医療機関のリスト(消防法第35条の5第2項第2号)

「分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに、当該区分に該当する医療機関の名称」(以下「医療機関リスト」という。)を次のとおり定める。

なおこのリストは、医療機関を診療科別ではなく、傷病者の症状、病態等に応じた救急搬送の受入先(受入照会先)として整理したものである。

傷病者の症状等に応じて対応できる医療機関をあらかじめ整理することにより、適切な傷病者の搬送と円滑な医療機関への受入れを実施しようとするものである。

傷病者の受入照会を受けた医療機関は、消防法第35条の7第2項の規定に基づき、消防機関からの受入照会を尊重し、受入れに応じるよう努める。

ただし、かかりつけ医療機関をはじめ、初期治療を目的とした医療機関及び県外の医療機関については、このリストへの掲載の有無に関わらず、受入照会及び搬送することができるものとする。

医療機関リストについては、県内を3圏域に区分し、次のとおり定める。

東部圏域……………<表-4>

南部圏域……………<表-5>

西部圏域……………<表-6>

### 参 考

「救急搬送受入実績がある医療機関(平成20年実績)」を「手術や入院治療等を要しない場合」の搬送受入れに協力いただける初期救急医療機関として、参考に記載。(「緊急性」の分類基準フロー図、本文9ページ参照)

<表 - 4> 実施基準における分類基準及び医療機関リスト <東部圏域>

傷病者の状況		医療機関のリスト		
		三次救急医療機関	二次救急医療機関及び精神科救急システム参加医療機関	
緊急性	CPA	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 手束病院 麻植協同病院, 阿波病院, 東徳島医療センター, きたじま田岡病院	
	重篤 (バイタルサインから判断)	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 麻植協同病院(状況による), 阿波病院, 手束病院, きたじま田岡病院	
	重症	脳卒中疑い (tPA適応疑い)	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 麻植協同病院, 水の都脳神経外科病院
		心筋梗塞疑い (急性冠症候群疑い)	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 麻植協同病院, 東徳島医療センター, 川島病院
		多発外傷 高エネルギー外傷	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, きたじま田岡病院
		広範囲および特殊な熱傷	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院
		中毒	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 手束病院
		腹痛(急性腹症)	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 手束病院 麻植協同病院(麻酔科の状況による), 阿波病院, 水の都脳神経外科病院, 東徳島医療センター, きたじま田岡病院
	中等症	脳卒中疑い	県立中央病院 徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 麻植協同病院, 阿波病院, 水の都脳神経外科病院, 手束病院, 協立病院, 浦田病院
		外傷	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 手束病院, 笠井病院, 中洲八木病院, 橋整形外科, 麻野病院, 中村整形, 兼松病院, 稲次整形外科病院, 阿波病院, 麻植協同病院, 阿部整形外科, 寺沢病院, 松永病院, 浦田病院, 水の都脳神経外科病院, きたじま田岡病院, 美摩病院, 協立病院
		熱傷	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 田岡病院, 手束病院, 中村整形
	専門性	妊産婦		(周産期搬送マニュアルに従う)
		小児	重症	県立中央病院 (徳島赤十字病院)
中等症まで			県立中央病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院, 健康保険鳴門病院, 麻植協同病院, 阿波病院 (時間外は, 輪番制)
指肢切断		(徳島赤十字病院)	健康保険鳴門病院	
眼疾患		徳島大学病院 (徳島赤十字病院)	徳島市民病院	
特殊性	精神疾患	精神疾患が主症状	県立中央病院	城西病院, 田岡東病院, 第一病院, 川内病院, 南海病院, 藍里病院, 緑ヶ丘病院, 城南病院 (時間外は輪番病院)
		精神疾患以外が主症状	県立中央病院 (徳島赤十字病院)	健康保険鳴門病院, 田岡病院, 手束病院, 中洲八木病院, 橋整形外科, 麻野病院, 稲次整形外科病院, 阿波病院, 兼松病院, 寺沢病院, 松永病院, 美摩病院, 笠井病院 東徳島医療センター(心筋梗塞疑いや腹痛以外は対応不可)



【参考】 救急搬送受入実績がある医療機関(平成20年実績) < 東部圏域 > 参照 本文 9 ページ

市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考		
				有床	無床																	
徳島市	川内内科	徳島市鮎喰町2-95-1	088-632-1505																			
	村田整形外科医院	徳島市鮎喰町2丁目96-3	088-632-8228																		診療時間外でも対応可	
	若槻クリニック	徳島市安宅2丁目7-38	088-652-0437																			診療時間のみ対応可
	住友内科病院	徳島市安宅2丁目1-10	088-622-1122																			診療時間のみ対応可
	中瀬病院	徳島市心神町古川字戎子野97-1	088-665-0819																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	吉村内科小児科	徳島市沖浜2丁目1番地	088-626-3002																			かかりつけ患者及び診療時間内のみ対応可
	徳島健生病院	徳島市下助任町4-9-1	088-622-7771																			基本はかかりつけ患者、組合員の対応、救急当番・当直医師により対応科は変動
	三河循環器科内科	徳島市幸町3丁目34番地の1	088-652-7376																			かかりつけ患者のみ対応可
	領家内科眼科	徳島市国府町井戸字堂ノ裏54-1	088-642-6070																			診療時間及び日曜、祝祭日午前中対応可。軽症に限る。
	愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路8番1	088-643-1205																			診療時間のみ対応可
	高杉内科外科小児科脳外科	徳島市国府町芝原字天満25番1	088-642-7474																			
	たまき青空クリニック	徳島市国府町早淵56番地1	088-643-2588																			診療時間のみ対応可(泌尿器科は金曜以外、循環器科は火、月・金曜の午後)
	文慶記念内科	徳島市国府町中495-1	088-642-8666																			かかりつけ患者のみ対応可
	富岡医院	徳島市国府町日開973の1	088-642-8111																			診療時間のみ対応可・有床だが休床中
	田蔭病院	徳島市国府町和田字居内107	088-642-5050																			
	武田病院	徳島市佐古五番町4-3	088-623-2622																			かかりつけ患者のみ対応可
	蕙愛レディースクリニック	徳島市佐古三番町4-6	088-653-1201																			かかりつけ患者で診療時間内のみ可
	善成病院	徳島市佐古三番町7-3	088-622-1212																			診療時間のみ対応可
	鈴江病院	徳島市佐古八番町4-22	088-652-3121																			診療時間のみ対応可
	庄野外科内科	徳島市山城西4丁目34	088-625-1202																			診療時間のみ対応可
	古川病院	徳島市寺島本町西1-15	088-622-2125																			かかりつけ患者のみ対応可
	大櫛耳鼻咽喉科医院	徳島市寺島本町東2丁目19	088-622-8787																			午前0時までなら対応可
	大櫛内科循環器科	徳島市寺島本町東3-10	088-652-9056																			かかりつけ患者のみ対応可
	おかがわ内科・小児科	徳島市住吉1丁目10の19	088-656-0022																			時間外はまず電話下さいとの事
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	徳島クリニック	徳島市昭和町1-16	088-653-6487																			診療時間のみ対応可
	高木医療コア	徳島市昭和町7丁目37	088-625-8353																			土曜PM～日曜17:30、祭日9:00～17:30及び平日診療時受入可
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111																			診療時間のみ対応可
	たけひさ医院	徳島市城東町2丁目6-32	088-623-0484																			原則、診療時間のみ対応
	斎藤内科循環器科	徳島市城南町1丁目8-10	088-656-2511																			診療時間のみ対応可
田村病院	徳島市新浜本町2丁目2-5	088-663-2488																			診療時間のみ対応可	
近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6番25号	088-663-0020																			かかりつけ医としての対応になる	
赤沢医院	徳島市川内町沖島68番地の1	088-665-3091																				

市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考		
				有床	無床																	
徳島市	松村病院	徳島市川内町鶴島162	088-665-3233																		診療時間のみ対応可	
	あいざとパティオクリニック	徳島市蔵本町2丁目30番地1	088-634-1881																			診療時間内でかかりつけ患者のみ対応可
	林病院	徳島市大原町東千代ヶ丸19-52	088-663-1188																			診療時間のみ対応可
	大久保病院	徳島市大道2-30	088-622-9156																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	中村外科内科	徳島市中吉野町4丁目50-2	088-631-8555																			診療時間のみ対応可(16時まで)
	林内科	徳島市中昭和町2-94	088-626-0003																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	新町診療所	徳島市中徳島町2-100	088-625-7556																			暴力的患者受入不可
	リバーサイドのぞみ病院	徳島市中徳島町2丁目97-1	088-611-1701																			診療時間のみ対応可
	関内科消化器科	徳島市仲之町4-5	088-652-8739																			診療時間のみ対応可
	さんかん内科外科	徳島市東吉野町1丁目3番地の8	088-611-2555																			救急車搬送は診療時間内のみ対応可
	伊月病院	徳島市徳島町2丁目54番地	088-622-1117																			かかりつけ患者のみ対応可能
	吉田外科医院	徳島市南佐古四番町2-31	088-652-8685																			診療時間のみ対応可
	いわせ整形外科	徳島市南出来島町1丁目30番地	088-652-6211																			
	稲山病院	徳島市南田宮4-3-9	088-631-1515																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	福田整形外科病院	徳島市南内町1丁目34番地	088-622-4597																			
	木下病院	徳島市南末広町4-70	088-622-7700																			診療時間のみ対応可
	鉄耳鼻咽喉科	徳島市八万町下福万161-4	088-668-4133																			日・祝日9:00~18:00,平日18:30迄受入可
	亀井病院	徳島市八万町寺山231番地	088-668-1177																			
	文化の森内科	徳島市八万町大坪180番地	088-668-1377																			診療時間のみ対応可
	森岡病院	徳島市八万町大野5-1	088-636-3737																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	城東整形外科内科	徳島市福島1-6-58	088-654-5022																			診療時間のみ対応可(外科系は水曜除く)
	高岡消化器内科	徳島市福島2丁目5の2	088-652-9528																			
	えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲3丁目1-24	088-664-8580																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	東洋病院	徳島市北島田町1丁目160-2	088-632-7777																			診療時間のみ対応可
	鈴木医院	徳島市北常三島町1-18	088-622-1027																			かかりつけ患者のみ対応可(時間外は川内病院で対応)
	祖川産婦人科クリニック	徳島市北田宮3丁目5-65	088-633-1133																			かかりつけ患者のみ可・新患受入不可
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3番41号	088-633-2055																			診療時間のみ対応可	
天満病院	徳島市名東町1丁目91番地	088-632-1520																			かかりつけ患者のみ対応可	
宮内クリニック	徳島市名東町2丁目660番地の1	088-633-5535																			診療時間のみ対応可	
保岡クリニック論田病院	徳島市論田町大江6番地の1	088-663-3111																			診療時間のみ対応可	
石井町	田中医院	名西郡石井町浦庄字下浦689-1	088-674-6181																		診療時間のみ対応可(かかりつけ患者は時間外も可)	
	川原内科外科	名西郡石井町高川原字天神712-1	088-675-0015																		診療時間のみ対応可	
	遠藤整形外科	名西郡石井町石井字石井1263	088-674-0066																		自力移動が困難な場合は対応できない事あり	
	伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7	088-675-0535																		診療時間内が原則だがその限りにあらず	

【参考】 救急搬送受入実績がある医療機関(平成20年実績) < 東部圏域 > 参照 本文 9 ページ

市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考			
				有床	無床																		
神山村	神山医院	名西郡神山村下分字今井163	088-677-0066																				
	佐々木外科内科	名西郡神山村神領字東野間112-2	088-676-0006																		原則として診療時間のみ対応可能		
	小崎医院	名西郡神山村神領字北241-14	088-676-0201																			夜間はかかりつけ患者のみ対応可	
	中谷医院	名西郡神山村神領字西野間23番地1	088-676-0013																				
鳴門市	沢内科胃腸科	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷121	088-688-0611																			診療時間のみ対応可	
	吉田整形外科	鳴門市大津町木津野字前の越4番地の1	088-684-1550																			時間外は軽症者のみ対応可	
	あおぞら耳鼻科	鳴門市大津町吉永字前の越274	088-684-4685																				
	原田内科	鳴門市大津町矢倉字六ノ越5-9	088-685-3351																			診療時間のみ対応可, 軽症及び対応可能な症状の場合に限る	
	斎藤医院	鳴門市大麻町牛屋島字大浜54	088-689-0151																				
	板東診療所	鳴門市大麻町板東字東山田8番地2	088-689-1252																				診療時間のみ対応可
	中西医院	鳴門市大麻町板東字東山田69-1	088-689-1508																				
	津田ブレインクリニック	鳴門市撫養町黒崎字八幡113-1	088-684-3171																				在宅中是对応可
	勝良医院	鳴門市撫養町斎田字西発77番地10	088-686-1216																				
	谷医院	鳴門市撫養町斎田字大提129	088-686-3569																				診療時間, 当直医の時対応可
	村上外科胃腸科	鳴門市撫養町斎田字北浜130	088-685-7890																				診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	佐藤整形外科医院	鳴門市撫養町南浜字東浜265	088-685-6555																				
	西條内科	鳴門市撫養町南浜字東浜424番地	088-686-1235																				
	小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322																				時間外は軽症者のみ対応可
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855																					
松茂町	クリニック 釈羅	板野郡松茂町広島字鎌の先22	088-699-5229																			診療時間のみ対応可	
北島町	新居内科	板野郡北島町高房字八丁野東8-1	088-698-8808																				
	吉野川病院	板野郡北島町高房字八丁野西36-13	088-698-6111																				診療時間のみ対応可
	山田外科内科	板野郡北島町新喜来字南古田93-3	088-698-5500																				
	北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内19-1	088-697-2221																				診療時間のみ対応可
	高田整形外科病院	板野郡北島町中村字東堤ノ内30-1	088-698-8689																				診療時間のみ対応可
	堀口整形外科	板野郡北島町江尻字松ノ本10-2	088-698-5111																				診療時間のみ対応可
	仁木耳鼻咽喉科	板野郡北島町鯛浜字川久保193-1	088-698-8111																				診療時間のみ対応可
藍住町	中山産婦人科	板野郡藍住町東中富字長江傍示5-6	088-692-0333																				
	浜病院	板野郡藍住町矢上学北分95	088-692-2317																			診療時間のみ, 患者の状態により対応可	
板野町	井上病院	板野郡板野町犬伏字鶴畑39-1	088-672-1185																			軽症の場合のみ	
	三愛内科	板野郡板野町吹田字町南27-2	088-672-0176																				
	新野医院	板野郡板野町下庄字栖養22-1	088-672-0571																			診療時間のみ対応可	
吉野川市	石原小児科	吉野川市鴨島町鴨島353	0883-24-2388																			診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可(外傷不可)	
	麻名内科外科クリニック	吉野川市鴨島町上浦77の4	0883-26-0020																				
	鈴木内科	吉野川市鴨島町敷地14-1	0883-24-5880																			診療時間のみ対応可	
	さくら診療所	吉野川市山川町前川212番地の6	0883-42-5520																				

【参考】 救急搬送受入実績がある医療機関(平成20年実績) < 東部圏域 > 参照 本文 9 ページ

市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考			
				有床	無床																		
阿波市	村上医院	阿波市阿波町大原77-5	0883-35-6410																		かかりつけ患者で診療時間内のみ対応可		
	林内科医院	阿波市阿波町谷島158	0883-35-6226																				
	大塚内科	阿波市阿波町南整理76-4	0883-35-6070																			基本的に診療時間での対応, 1人診療であり往診中などの場合は対応できない	
	重清内科外科	阿波市阿波町南整理246番地1	0883-35-6160																				
	御所診療所	阿波市土成町吉田字原田市の四31	088-637-8033																				診療時間外は可能な場合に限る
	金塚内科	阿波市土成町吉田字城根木36番地	088-695-5858																				

<表 - 5> 実施基準における分類基準及び医療機関リスト <南部圏域>

傷病者の状況		医療機関のリスト		
		三次救急医療機関	二次救急医療機関及び精神科救急システム参加医療機関	
緊急性	C P A		徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 県立海部病院, 海南病院, 由岐病院, 日和佐病院
	重篤 (バイタルサインから判断)		徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 県立海部病院, 海南病院, 日和佐病院
	重症	脳卒中疑い (tPA適応疑い)	徳島赤十字病院 (県立中央病院) (徳島大学病院)	阿南共栄病院
		心筋梗塞疑い (急性冠症候群疑い)	徳島赤十字病院 (県立中央病院) (徳島大学病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院
		多発外傷 高エネルギー外傷	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院
		広範囲および特殊な熱傷	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院
		中毒	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院
		腹痛(急性腹症)	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 県立海部病院, 海南病院, 由岐病院, 日和佐病院
	中等症	脳卒中疑い	徳島赤十字病院 (県立中央病院) (徳島大学病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 原田病院, 県立海部病院, 海南病院, 由岐病院, 日和佐病院
		外傷	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 原田病院, 県立海部病院, 由岐病院, 日和佐病院
		熱傷	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 県立海部病院, 海南病院, 由岐病院, 日和佐病院
	専門性	妊産婦		( 周産期搬送マニュアルに従う)
		小児	重症	徳島赤十字病院 (県立中央病院)
中等症まで			徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院
指肢切断		徳島赤十字病院	(健康保険鳴門病院)	
眼疾患		徳島赤十字病院		
特殊性	精神疾患	精神疾患が主症状	(県立中央病院)	藤井病院, 富田病院 ( 月・水・木の時間外のみ輪番病院)
		精神疾患以外が主症状	徳島赤十字病院 (県立中央病院)	阿南共栄病院, 阿南医師会中央病院, 原田病院, 県立海部病院, 海南病院, 由岐病院, 日和佐病院

【参考】 救急搬送受入実績がある医療機関(平成20年実績)

< 南部圏域 >

参照 本文 9 ページ

市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考		
				有床	無床																	
小松島市	TAOKAメンタルクリニック	小松島市小松島町字井利ノ口104番地	0885-38-7200																		診療時間のみ対応可能	
	小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211																			
	碩心館病院	小松島市江田町字大江田44の1	0885-32-3555																			診療時間のみ対応可
	藤野医院	小松島市坂野町字平田18-2	0885-38-1636																			
	渚クリニック	小松島市前原町字東19-3	0885-32-1705																			かかりつけ患者のてんかん発作に対応, 診療時間のみ対応
	徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開48番地	0885-32-8833																			診療時間のみ対応可
	江藤病院	小松島市和田島町字浜塚132-3	0885-37-1559																			
勝浦町	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555																			
阿南市	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	0884-44-6111																			診療時間のみ対応可
	宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番地14	0884-44-4343																			
	岩城クリニック	阿南市学原町上水田11番地1	0884-23-5600																			診療時間のみ対応可
	林整形外科	阿南市見能林町堤ノ内6-1	0884-23-6060																			
	玉眞病院	阿南市宝田町荒井20番地	0884-23-0551																			診療時間のみ対応可
那賀町	山本医院	那賀郡那賀町延野字大原204-16	0884-62-3577																			診療時間のみ対応可・軽症のみ
	町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137番地の1	0884-66-0211																			24時間対応
海陽町	大里医院	海部郡海陽町大里字松原34-47	0884-73-3102																			診療時間のみ対応可

<表 - 6> 実施基準における分類基準及び医療機関リスト <西部圏域>

傷病者の状況		医療機関のリスト		
		三次救急医療機関	二次救急医療機関及び精神科救急システム参加医療機関	
緊急性	C P A	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, 三野病院, ホウエツ病院	
	重篤 (バイタルサインから判断)	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, 三野病院, ホウエツ病院	
	重症	脳卒中疑い (tPA適応疑い)	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島大学病院) (徳島赤十字病院)	三野病院(脳梗塞なら対応可)
		心筋梗塞疑い (急性冠症候群疑い)	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島大学病院) (徳島赤十字病院)	
		多発外傷 高エネルギー外傷	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	
		広範囲および特殊な熱傷	(県立中央病院) (徳島赤十字病院)	
		中毒	(県立中央病院) (徳島赤十字病院)	
		腹痛(急性腹症)	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, 三野病院, ホウエツ病院
	中等症	脳卒中疑い	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島大学病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, 三野病院, ホウエツ病院
		外傷	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, ホウエツ病院
		熱傷	(県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, ホウエツ病院
	専門性	妊産婦		周産期搬送マニュアルに従う
小児		重症	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院 (時間外は, 三好病院と半田病院の輪番制)
		中等症まで	県立三好病院 (県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院 (時間外は, 三好病院と半田病院の輪番制)
指肢切断		(徳島赤十字病院)	(健康保険鳴門病院)	
眼疾患	(徳島赤十字病院)			
特殊性	精神疾患	精神疾患が主症状	(県立中央病院)	桜木病院, 折野病院, 秋田病院, ゆうあいホスピタル (月～金の時間外は輪番病院)
		精神疾患以外が主症状	(県立中央病院) (徳島赤十字病院)	半田病院, ホウエツ病院



市町村名	施設名	所在地	電話番号	有床・無床の別		内科	小児科	呼吸器系	消化器系	循環器系	外科	整形外科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	精神科	産婦人科	備考			
				有床	無床																		
美馬市	国見医院	美馬市穴吹町字九反地1-1	0883-52-1243																		診療時間のみ対応可		
	美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75	0883-63-2026																			診療時間のみ対応可	
	木下医院	美馬市美馬町字喜来市2-1	0883-63-3171																			診療時間のみ対応可	
	佐々木医院	美馬市美馬町字宗重114-1	0883-63-2001																			夜間は医師1人の為、軽症のみ可(緊急入院は不可)	
	美馬市国民健康保険木屋平診療所	美馬市木屋平字川井295	0883-68-2541																				
	佐藤外科医院	美馬市脇町字拝原1344	0883-52-3334																				診療時間のみ対応可
	佐藤内科	美馬市脇町字拝原1415の2	0883-52-1045																				
	秦眼科	美馬市脇町字拝原1441番地1	0883-52-3011																				入院のある時は24時間可,その他は夜9時まで
	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5	0883-52-0988																				診療時間のみ対応可
	酒巻耳鼻咽喉科医院	美馬市脇町字拝原1605番地1	0883-53-2525																				診療時間のみ対応可
	としま小児科	美馬市脇町字拝原1774-6	0883-53-6011																				診療時間のみ対応可(できれば、かかりつけ患者)
	和田整形外科医院	美馬市脇町字拝原2019-1	0883-53-8811																				診療時間のみ対応可
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	0883-52-1258																				
	成田クリニック	美馬市脇町大字猪尻字東分27-1	0883-55-0321																				診療時間のみ対応可
	大島病院	美馬市脇町大字脇町1301-1	0883-52-1215																				かかりつけ患者のみ対応可
谷病院	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀48-2	0883-62-2053																					
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字町52-2	0883-62-2012																					
三好市	大池医院	三好市池田町シマ691	0883-72-0220																			診療時間,かかりつけ患者のみ対応可	
	東クリニック	三好市東祖谷京上170-3	0883-88-2300																			診療時間,軽症のみ対応可	
	健生西部診療所	三好市井川町吉岡127-2	0883-78-2292																			診療時間のみ対応可	
	三木病院	三好市三野町芝生1027番地	0883-77-3900																				
	三野田中病院	三好市三野町芝生1242-6	0883-77-2300																				診療時間のみ対応可(耳鼻咽喉科は月・木・金・土のみ)
	安宅循環器内科	三好市池田町サラダ1651の2	0883-72-6300																				診療時間のみ対応可
	村山内科	三好市池田町サラダ1795-1	0883-72-2110																				診療時間及びかかりつけ患者のみ対応可
	大和外科医院	三好市池田町マチ2524-2	0883-72-0828																				診療時間のみ対応可
	北條病院	三好市池田町マチ2526-7	0883-72-0007																				
内田医院	三好市池田町中西ナガウチ254-3	0883-74-0121																					
東みよし町	いわき眼科	三好郡東みよし町加茂1515番地1	0883-76-1080																			診療時間のみ対応可	
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700																			診療時間のみ対応可	
	藤内整形外科病院	三好郡東みよし町中庄1011の3	0883-82-3677																			夜間も対応可	
	くはらクリニック	三好郡東みよし町昼間148	0883-76-5755																			診療時間のみ対応可	



### 3 観察基準(消防法第35条の5第2項第3号)

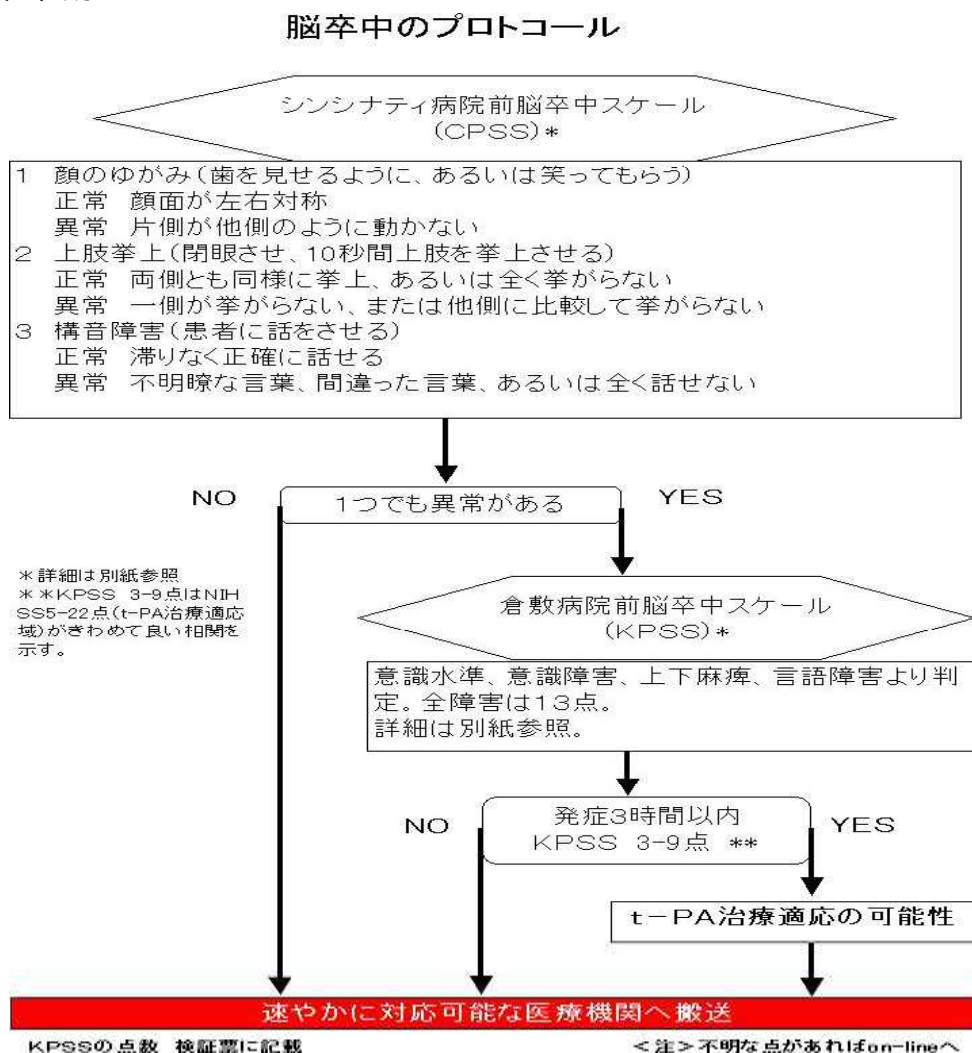
「消防機関が傷病者の状況を確認するための基準」(以下「観察基準」という。)を次のとおり定める。

この基準は、救急隊が行う「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年7月1日消防庁告示第2号)第5条の規定に基づいた傷病者の観察及び徳島県メディカルコントロール体制推進協議会が認める各プロトコールにより、傷病者の状況が、分類基準のどの分類に該当するかを判断するものである。

なお、傷病者の観察は観察基準に定められているものだけを行えばよいというものではなく、観察基準に基づく観察のほか、傷病者の状況に関する総合的な観察を行い、分類基準に掲げる傷病者の病状に応じて観察を実施するものとする。

#### 1 分類基準の「緊急性」に該当する病状等

##### (1) 脳卒中疑い



( 2 ) 心筋梗塞疑い ( 急性冠症候群疑い )

- ・ 胸部痛 , 絞扼痛
- ・ 心電図上の S T - T 変化 , 持続性の心室頻拍 等
- ・ 放散痛 ( 肩 , 腕 , 頸部 , 背中 等 )
- ・ 随伴症状 ( チアノーゼ , 冷汗 , 嘔気 , 嘔吐 , 呼吸困難 等 )
- ・ 既往症 ( 狭心症 ( ニトロ製剤服用又は貼付 ) , 心筋梗塞 , 糖尿病 , 高血圧 , 喫煙 等 )

( 3 ) 多発外傷・高エネルギー外傷

- ・ 重篤 ( 4 , 5 ページ ) に準じた生理学的評価を実施する。

受傷機転

- ・ 同乗者の死亡
- ・ 車から放り出された
- ・ 車に轢かれた
- ・ 5 m 以上跳ね飛ばされた
- ・ 車が高度に損傷している
- ・ 救出に 20 分以上要した
- ・ 車の横転
- ・ 転倒したバイクと運転者の距離 : 大
- ・ 自動車歩行者・自転車に衝突
- ・ 機械器具に巻き込まれた
- ・ 体幹部が挟まれた
- ・ 高所墜落

J P T E C を参考として観察することができる。

( 4 ) 広範囲および特殊な熱傷

- ・ 度熱傷 20 % 以上 ( 小児 , 高齢者は 10 % 以上 )
- ・ 度熱傷 10 % 以上 ( 小児 , 高齢者は 5 % 以上 )
- ・ 化学熱傷
- ・ 電撃傷 ( 落雷 等 )
- ・ 気道熱傷
- ・ 顔 , 手 , 足 , 陰部、関節 ( 重症な熱傷 )
- ・ 他の外傷を合併する熱傷

( 5 ) 重症な中毒

原因物質 ( 傷病者の周囲の状況を確認 )

- |  |                        |
|--|------------------------|
| ・ 毒物摂取                                 |                        |
| ・ 医薬品 ( 少量の睡眠薬 , 向精神薬を除く )             |                        |
| ・ 工業用品 ( 強酸 , 強アルカリ , 石油製品 , 青酸化合物 等 ) |                        |
| ・ 毒性のある食物                              |                        |
| ・ 覚醒剤 , 麻薬                             | ・ 有毒ガス                 |
| ・ 農薬                                   | ・ 家庭用品 ( 防虫剤 , 殺鼠剤 等 ) |
| ・ 何を飲んだか不明                             | 等                      |

症状

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ・ 意識障害                                  |                 |
| ・ 皮膚粘膜症状 ( 発汗 , かぶれ , 発赤 , 腫脹 , 鮮紅色 等 ) |                 |
| ・ 眼症状 ( 縮瞳 , 散瞳 , 複視 , 視野狭窄 等 )         |                 |
| ・ 異常呼吸 ( 呼吸抑制 , 頻呼吸 , 突然の呼吸停止 等 )       |                 |
| ・ 筋線維性れん縮 , けいれん                        |                 |
| ・ 麻痺                                    | ・ 失禁            |
| ・ 呼気 ( 臭い )                             | ・ 吐物 ( 臭い , 色 ) |
|   | 等               |

( 6 ) 腹痛 ( 急性腹症 )

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・ 腹壁緊張又は圧痛        | ・ 腹膜刺激症状            |
| ・ 高度脱水 , 高度貧血     | ・ グル音消失 , 有響性金属性グル音 |
| ・ 妊娠の可能性又は人工妊娠中絶後 | ・ 大量の吐血 , 下血        |
| ・ 腹部の異常膨隆         | ・ 頻回の嘔吐             |
|                   | 等                   |

## 2 分類基準の「専門性」に関する病状等

### (1) 重症度・緊急度が高い妊産婦

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ・大量の性器出血                      | ・腹部激痛  |
| ・腹膜刺激症状                       | ・異常分娩  |
| ・呼吸困難                         | ・チアノーゼ |
| ・けいれん，意識障害                    |        |
| ・出血傾向（血液が固まらない，注射部位より出血，紫斑 等） |        |
| ・子癇前駆症状：激しい頭痛あるいはめまい          |        |
| 激しい上部腹痛，激しい嘔気または嘔吐            |        |
| 眼がちかちかする，視力障害または視野障害          | 等      |

### (2) 重症度・緊急度が高い小児

- ・分類基準の「緊急性」の基準に準じた観察を実施する。
- ・乳幼児・新生児については，以下の症状，病態等についても観察する。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ・ぐったり，うつろな状態         | ・異常な不機嫌          |
| ・異常な興奮               | ・異常分娩の新生児        |
| ・低体温                 | ・頻回の嘔吐あるいは胆汁性の嘔吐 |
| ・出血傾向（注射部位より出血，紫斑 等） |                  |
| ・黄疸                  | ・脱水症状（皮膚乾燥，弾力なし） |
| ・瞳孔異常（散瞳，縮瞳）         | ・けいれんの持続         |
|                      | 等                |

### (3) 指肢切断

- ・重篤（4，5ページ）に準じた生理学的評価を実施する。

### (4) 眼疾患

- ・重篤（4，5ページ）に準じた生理学的評価を実施する。

### 3 分類基準の「特殊性」に該当する病状等

#### (1) 精神疾患

- ・特殊性に該当する症状，病態であっても生命に影響を及ぼす緊急性の高い場合は，分類基準の「緊急性」により判断する。
- ・家族などからの既往歴の聴取をするなど，周囲の状況を確認をする。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ・記憶障害               | ・幻覚，妄想、興奮 等 |
| ・思考障害（思考途絶，支離滅裂 等）  |             |
| ・感情障害（不安，怒り 等）      |             |
| ・行動障害（不眠，暴力，自殺企図 等） | 等           |

## 4 選定基準(消防法第35条の5第2項第4号)

「消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準」  
(以下「選定基準」という。)を次のとおり定める。

### 医療機関選定の基本的な考え方

救急隊による搬送先医療機関の選定は、観察基準に基づく傷病者の観察の結果、傷病者の症状、病態等に応じた救急搬送の受け先医療機関について「医療機関リスト」の中から最も搬送時間の短い医療機関を選定することを基本とし、管内、圏域内、他圏域、県外の順に医療機関を選定していくものとする。

### 例外措置

#### 1 救急隊判断による救急搬送

管外(圏域内、他圏域、県外)の医療機関へ直接搬送したほうが、早期に傷病者の症状、病態に応じた対応が可能であると救急隊が判断した場合には、当該医療機関へ直接搬送することができる。

#### 2 かかりつけ医療機関等への救急搬送

傷病者又は家族等から、かかりつけ医療機関等の特定の医療機関への搬送を依頼された場合、その搬送範囲は、圏域内を基本とする。

ただし、傷病者の病状重症度及び搬送所要時間等を勘案し、救急業務を実施する上で支障がないと救急隊が判断した場合は、圏域外の依頼された医療機関にも搬送することができる。

#### 3 初期治療を目的とした救急搬送

傷病者(CPA等の重篤な傷病者を含む)を、適切な対応ができる医療機関へ短時間で搬送することが困難な場合には、初期治療を目的とし、最も搬送時間の短い医療機関を選定し、処置後、適切な医療機関へ転送することができる。

#### 4 病院群輪番制病院への救急搬送

輪番病院への救急搬送については当番医療機関を優先して選定する。

## 5 伝達基準(消防法第35条の5第2項第5号)

「消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準」(以下「伝達基準」という。)を次のとおり定める。

### 1 救急隊が医療機関に傷病者の状況を伝達する基本事項

- ・ 年齢，性別
- ・ 受傷機転，発症状況（発症時刻）
- ・ 主訴，主症状（身体所見）
- ・ 観察結果（バイタルサイン 等）
- ・ 既往歴（服用薬等）
- ・ 応急処置の内容
- ・ 病院到着予定時刻

上記基本事項の内容すべてを網羅し，伝達しなければならないものではなく，傷病者の状況に応じて、特に伝達すべき事項を選択する。

### 2 上記基本事項の他，分類基準で定める症状や医療機関選定の根拠となる症状など，判断材料となった事項を優先してわかりやすい言葉で伝達する。

## 6 受入医療機関確保基準(消防法第35条の5第2項第6号)

「傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項」(以下「受入医療機関確保基準」という。)を次のとおり定める。

### 1 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

#### (1) 受入医療機関確保基準を適用する場合について

重症度が高い症状・病態の傷病者について、分類基準、医療機関のリスト、観察基準、選定基準及び伝達基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みても、「照会回数4回以上」又は「現場滞在30分以上」の搬送事案が発生した場合は、受入医療機関確保基準を適用するものとする。

#### (2) 受入医療機関確保基準

受入医療機関確保基準の適用となった搬送事案について救急隊は、最寄りの救命救急センターに受入要請を行うとともに、要請を受けた救命救急センターは優先的な受入れに努めるものとする。

### 2 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

#### (1) 病院群輪番制の運用

救命救急センターへの過度な救急患者の集中を防ぐため、二次救急医療機関による病院群輪番制を活用することにより、救急医療体制における役割分担を進める。

#### (2) 医療機関の受入可否情報の提供に関する事項

救急医療機関は「徳島県救急医療情報システム」に診療科目毎の応需情報を入力するものとする。

また、消防機関は入力された応需情報を搬送先医療機関選定の際に活用するものとする。



## 7 その他基準(消防法第35条の5第2項第7号)

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項」(以下「その他基準」という。)を次のとおり定める。

### 1 徳島県消防防災ヘリコプターの活用

徳島県消防防災ヘリコプターのドクターヘリの運航については「徳島県消防防災ヘリコプターの運行基準(ドクターヘリ機能版)」に定めるところにより運航する。

### 2 徳島県周産期医療搬送マニュアル

妊婦や新生児の搬送については「徳島県周産期医療搬送マニュアル」に従い搬送するものとする。

なお、かかりつけ医を持つ妊婦については、かかりつけ医療機関に搬送することを基本とする。